

令和7年度定期監査報告書
(令和6年度・令和7年度執行分)

島根県江津市監査委員



地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき、江津市監査基準第4条第1項第1号で定める財務に関する令和7年度定期監査を実施し、地方自治法第199条第9項及び江津市監査基準第20条第1項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

令和8年3月17日

江津市監査委員 森 崎 延 正
同 河 野 正 行

目 次

第1 監査の概要

| | |
|----------------------|---|
| 1 監査の目的 | 1 |
| 2 監査の対象(ヒアリングを実施した課) | 1 |
| 3 監査の着眼点 | 1 |
| 4 監査の期間 | 1 |
| 5 弁明、見解等の聴取 | 1 |

第2 監査結果の概要

| | |
|------------------|---|
| <1>指摘事項及び注意事項の件数 | 2 |
| <2>指摘事項(要改善) | 3 |
| <3>注意事項 | 4 |
| <4>その他 | 5 |

第 1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が適正に行われているかを主眼とし、経済性・効率性・有効性の観点にも十分留意し、江津市監査基準に準拠して令和 7 年度定期監査を実施した。

2 監査の対象

本庁の課 5 課及び教育委員会 1 課、2 行政委員会の所管事務

本庁 総務部門 政策企画課、人事課

民生部門 社会福祉課

市民部門 市民生活課

経済部門 地域振興課

教育委員会 学校教育課

行政委員会 農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局

3 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和 6 年度及び令和 7 年度上期における財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の期間

実施期間 令和 8 年 2 月 9 日(月)から令和 7 年 3 月 13 日(金)まで

実施場所 監査委員事務局執務室ほか

なお、令和 7 年度の定期監査より、令和 6 年 10 月 1 日から財務会計システムが電子化されたことに伴い紙媒体を極力無くすため、これまで各課から提出を求めていた資料について、事務局において事前にシステム上での確認、資料収集を実施した。

5 弁明、見解等の聴取

江津市監査基準第 19 条の規定に基づき、定期監査を実施した結果、導き出される指摘及び意見等に関する事項について、対象課等の長に通知し意見を求めた。

第2 監査結果の概要

監査の結果、前述概要のとおり監査を行った限りにおいて、概ね適正であると認められた。

なお、今回の監査における、「指摘事項(要改善)」、「注意事項」は次のとおりである。措置を講じ適正な事務の執行に努められたい。

その他、監査の際に見受けられた事務処理上の留意すべき軽微な事項については、確認事項一覧表にて所管課へ通知し、助言したので記述は省略する。

<1> 指摘事項(要改善)及び注意事項の件数

| 区分 | 契約事務 | | 収入事務 | | 支出事務 | | その他 | | 計 | |
|------------|------|----|------|----|------|----|-----|----|----|----|
| | 指摘 | 注意 | 指摘 | 注意 | 指摘 | 注意 | 指摘 | 注意 | 指摘 | 注意 |
| 政策企画課 | | 1 | | | 4 | | | 9 | 4 | 10 |
| 人事課 | | | | | 1 | | | | 1 | 0 |
| 社会福祉課 | 1 | | | | 1 | | | 1 | 2 | 1 |
| 市民生活課 | | | | | 1 | | | | 1 | 0 |
| 地域振興課 | | 2 | | | | 6 | | 1 | 0 | 9 |
| 学校教育課 | 1 | 3 | | | 1 | 8 | | 3 | 2 | 14 |
| 農業委員会事務局 | 1 | 1 | | | | 2 | | 4 | 1 | 7 |
| 選挙管理委員会事務局 | | | | | | | | | 0 | 0 |
| 計 | 3 | 7 | 0 | 0 | 8 | 16 | 0 | 18 | 11 | 41 |

※ 指摘事項…直ちに是正又は改善を要する事項で次に掲げるもの

- (1) 法令等に重大な違反があるもの
- (2) 著しく妥当性を欠くもの
- (3) 著しく不経済又は非効率的なもの

※ 注意事項…指摘事項とすにに至らない比較的軽微なもので是正又は改善を要するもの

<2> 指摘事項(要改善)

(1) 支出事務について

【確認された事例】

①指定支払期限若しくは法定支払期限までに支払いがされていないものがあった。

【根拠もしくは正しい表記】

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき地方公共団体においても支払の時期は、適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他給付については30日以内としなければならない。また、契約等による定めをしなかった場合には相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、給付をおこなわなければならない。30日以内若しくは15日以内の給付が困難な場合にあつては、相手方に支払期限を確認するなど、支払遅延のないようにしなければならない。

【改善指示】

①支払期限を確認し、請求書受領後は速やかな支出手続きを行うこと。

(2) 契約書について(前年度指摘した事項)

【確認された事例】

- ①江津市財務規則第111条に定める契約書の記載事項のうち、第10号における履行遅延その他債務不履行の場合における遅延利息及び違約金その他の損害金が理由なく省略されているものがあった。
- ②遅延利息の利率に記載誤りがあった。

【根拠もしくは正しい表記】

- ①契約書への記載事項については、江津市財務規則に必要とする記載事項が列記されており、履行遅延その他債務不履行の場合における遅延利息及び違約金その他の損害金に関する事項も含まれるため、特別な理由なく省略しないようにしなければならない。
- ②遅延利息の利率は変更がある場合、例年3月上旬頃に財務大臣が決定する率によるため、長期継続契約など複数年にわたる契約は注意を要する。

【改善指示】

- ①契約書の作成は、特別な理由がない限り財務規則に定める事項を記載すること。
- ②率の記載は数値ではなく「財務大臣が決定する率」とするなど改定に対応できること。
- 「契約」とは、当事者間における対等な立場での合意に基づいて公正に締結し、信義に従って誠実に履行するものであり、後日の紛争を避けるためできる限り詳細な約款の定めが求められる。その主旨に基づき契約を行うに当たっては、「契約」について定められた法令、条例に従い適正な「契約書」を作成されたい。

(3) 随意契約について

【確認された事例】

同一施設内の修繕工事や改修工事において、同時期、同種内容のものが別々に発注、完了したのがあり、それぞれ随意契約されていた。

【根拠もしくは正しい表記】

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約は、競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して契約を締結する例外的な方法である。随意契約とするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び江津市財務規則第108条の2の別表第5に定める適用基準に該当させるよう分割することは競争入札の原則に反する。

【改善要望】

適用基準に基づき適正な入札執行を行うこと。

<3> 注意事項

(1) 決裁稟議書への「決裁日」・「施行日」の記入(前年度注意事項としたもの)

【確認された事例】

決裁稟議書に「決裁日」・「施行日」が記入されていない事例が散見された。

【根拠もしくは正しい表記】

事案について決裁が終わったときは、市長、副市長の決裁に係るものは秘書係において決裁印を押印し、参事以下の決裁に係るものは主務課において決裁年月日を記入する。

施行年月日は、施行状況を記録するため、主務課において公布日や契約日、必要に応じて発送年月日等を記入する。

【改善要望】

決裁稟議書へは「決裁日」・「施行日」を記入すること。

ただし、令和7年4月1日より文書管理システムが導入され、決裁日は最終決裁権限者が決裁した後に自動記録されるようになったため、改善が図られている。やむを得ずシステム外で行う場合は記載に留意すること。

(2) 旅費の支払い(前年度注意事項としたもの)

【確認された事例】

旅費の支払いが数か月経ってから行われていた。

【根拠もしくは正しい表記】

旅費をまとめて支払うことによって予算不足が生じる恐れがあることや、支出漏れの発生など適正な予算執行の観点から、旅行の復命が完了した場合は、速やかに精算をすべきである。

【改善要望】

旅費の支出は、復命後速やかに行うこと。

(3) 管外(県外)旅行命令簿の帰着日の記入

【確認された事例】

帰着日を記入していない事例が見られた。

【根拠もしくは正しい表記】

帰着をもって復命がなされるので、帰着日を記載しなければならない。

【改善要望】

帰着日を記入すること。

一部、旅行命令起案の際に帰着日をすでに印字して決裁を受けているものがあったので帰着後に記入すること。

<4> その他

(1) 収入調定について

市の公金口座に収入された時点で未調定のものが見られた。

調定の行為は、地方公共団体が歳入を収入しようとする場合において、発生した権利内容を調査し、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定する内部意志決定の行為である。

収入の性質上、事後調定によるものを除き、収入することが明らかとなった場合は、速やかに調定手続きを行うこと。